

知的創造サイクルに関する今後の課題（活用・人材分野）

・ 知的財産の戦略的な活用

1. 企業の知財経営の促進

知財活用の成功（失敗）事例の収集・公表

知財を活用した企業経営の重要性が強調され、知財活用の制度等も様々なに整備されているものの、現実には企業による実践は容易ではない。

企業が多様な知財活用のメニューから経営戦略に応じた最適な知財活用の方法を選択する際の参考・指針となるよう具体的な知財活用の成功（失敗）事例を示し、企業における知財経営の実践のきっかけ作りを行う必要があるのではないかと。

（1）背景

- ・ 知的財産の活用には、排他的独占権による事業の防衛や製品の差別化のみならず、さらに幅広く、知的財産を利用した資金調達やIRなど様々な形態が考えられる。企業の経営層や知財部門は、その中から各企業の特性や経営戦略に応じた最適な活用方法を選択し、実践していくことが期待されている。
- ・ このような企業の知財経営の実践に資するよう、現在、特許庁では戦略的な知的財産の活用事例等を紹介する「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）の作成に取り組んでいる。
- ・ 本ガイドラインでは、企業の経営層が知的財産を経営資源として有効活用するための多様なメニューを総覧できるよう、製品の差別化やライセンス戦略等のコアな知財活用に加え、知的財産報告書、特許流通促進事業、知財信託制度等を利用した知財活用（ ）など事業への多様な貢献の事例も広く収集し紹介することが期待される。

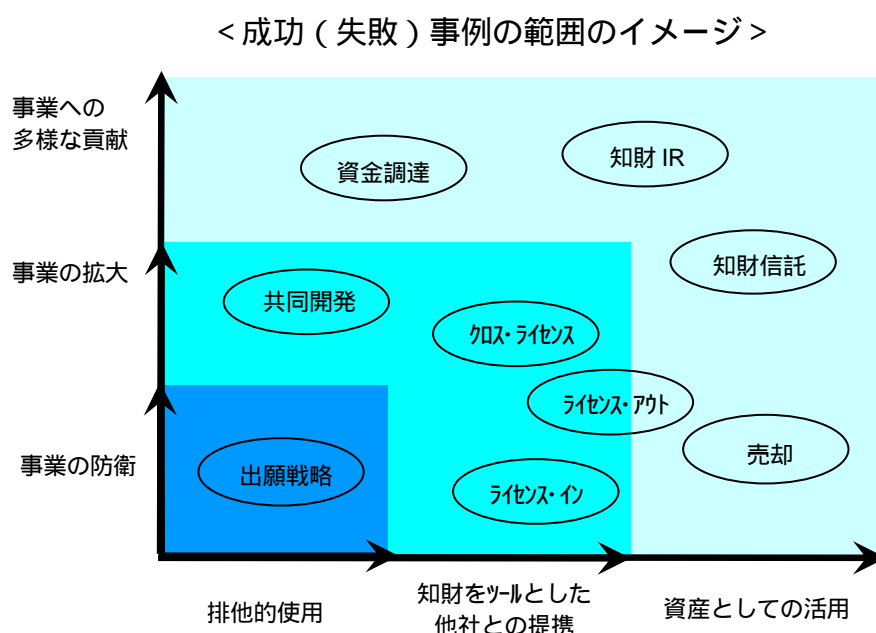
（ ）企業等の多様な知財活用に資する制度は整備されてきているものの、企業においてこれらの制度を十分に活用した戦略的な知財経営がなされているとは言い難い。例えば、知財信託についての企業アンケート調査に基づく報告では、「制度が分かりにくい」が29.6%、「制度について全く知らない」が10.1%あり、制度のPR活動の必要性が指摘されている。（「知的財産の流通・流動化に係る制度的諸問

実際の制度活用の成功事例を紹介することにより、知財活用の制度利用が進むことが期待される。

(2) 具体的方策

企業の知財経営の実践に資するよう、知的財産を幅広い観点から有効活用した経営の成功(失敗)事例を国内・海外を問わず広く収集し公表する。

また、これらの成功(失敗)事例を参考にして企業の経営層や知財部門が知財戦略を策定し、知財経営を実践するよう企業に対する啓発を行う。



(3) 参 考

知的創造サイクル専門調査会における関連する意見

・第6回 吉野委員

成功事例と失敗事例をもう少しきちんと集めて整理しようというのは、知的創造サイクル中の各フェーズについて言えることだが、最終的には活用してこそその知的財産。

開示の問題があるかもしれないが、特に成功事例みたいなものが一番元気が出る。特に活用分野の成功事例をなるべくたくさん集めることによって、それが実際に活用につながって元気が出るということが言えるのではないかと。そのような施策が追加されればと思う。

・パブリックコメント(日本知的財産協会)

今後、知的財産推進計画 2006 に挙げられた項目のうち、特に、知的財産の活用面に力点を置き、活用の成功例をピックアップされ、積極的に公表するようお願いしたい。

企業グループにおける知財経営の促進

複数の関連企業を有する企業グループが一体となった知財経営を推進する場合、各関連企業が保有する知的財産について、法人の枠を超え、一括して集中管理・運用することが必要となる。これを可能にする手段として、知財信託制度の利用（「グループ企業内信託」）が期待されている。

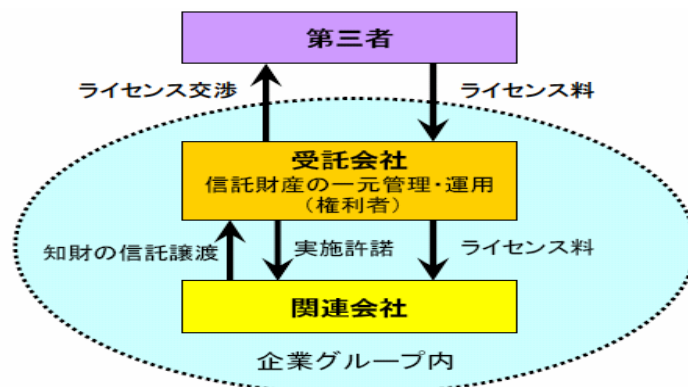
利用者の視点に立ったグループ企業内信託の利用促進策を講ずることにより、企業の知財経営を促進すべきではないか。

（１）背景

- ・ 2004年12月の信託業法の改正によって知的財産の信託が可能となって以降、同制度を用いてグループ全体の知財経営を図るグループ企業内信託の事例（ ）が出始めており、多くの企業グループにおいて関心が高まっている。
- ・ 他方、グループ企業内信託を実施した企業からは「地方財務局への届出や特許庁への申請時に必要となる書類の様式等が整備されておらず、前例も少ないため手続実務が手探り状態となっている」との指摘がある。
- ・ グループ企業内信託の利用を拡大するため、知財信託制度の利用時における利便性の向上が求められている。

（ ）グループ企業内信託のスキーム

グループ内の関連企業が保有する知的財産を、グループ内の1つの会社（受託会社）に信託譲渡し、受託会社は当該知的財産を一元管理・運用する。これにより、受託会社はグループの知財戦略に基づき、グループ全体の知的財産の権利化・維持管理、対外的な訴訟対応やライセンス交渉等を実施することができる。これまでに5つの企業グループで実施されている。



(2) 具体的方策

グループ企業内信託の利用を拡大するため、知財信託活用の検討に際し参考となるような資料や届出・申請手続に必要な書類等のサンプル(手続フロー図、各種書類の参考例、モデル信託契約書等)を網羅的に整備し、ウェブサイト等を活用して公表する。

(3) 参考

グループ企業内信託時に必要となる届出・申請書類等

- ・ 下記の書類を作成し届出・申請する必要があるが、様式等は未整備。

(1) 関連会社各社と締結する信託契約書

書類名	概要	根拠
信託契約書(原紙)	受託者が信託財産の取得日以後に信託財産を追加取得することができる旨を記載することは可能	信託業法第51条第3項 監督指針7-2-1(1)
信託財産一覧表(原紙)		

(2) 地方財務局への届出書類

同一の会社集団に属する者 の間における信託の届出書	委託者を一覧した届出書	信託業法第51条第3項 府令第52条第4項第1号
信託契約書(写し)	上記の写し	信託業法第51条第3項 監督指針7-2-1(1)
信託財産一覧表(写し)	上記の写し	
株式保有関係図 投資状況一覧表 関連会社各社の株主名簿	委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団に属する会社であることを証する書面	信託業法第51条第3項 府令第52条第4項第1号
誓約書A	特定目的会社が受益者である場合には、その発行する資産対応証券を受託者と同一の会社集団に属する者のみが取得することを誓約する書面	信託業法第51条第3項 府令第52条第4項第2号
誓約書B	受託者と同一の会社集団に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約が締結されないことを誓約する書面	信託業法第51条第3項 府令第52条第4項第3号
誓約書C	受託者と同一の会社集団に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る組合契約が締結されないことを誓約する書面	信託業法第51条第3項 府令第52条第4項第4号
誓約書D	受託者と同一の会社集団に属さない者との間で信託の受益権に対する投資事業に係る投資事業有限責任組合契約が締結されないことを誓約する書面	信託業法第51条第3項 府令第52条第4項第5号
誓約書E	有価証券の発行を目的として設立又は運営される会社が受益者である場合には、当該有価証券を受託者と同一の会社集団に属する者のみが取得することを誓約する書面	信託業法第51条第3項 府令第52条第4項第6号
誓約書F	法第五十一条第一項の信託の受益権、同項第二号に規定する資産対応証券、同項第三号に規定する匿名組合契約に係る権利、第一項第一号に規定する組合契約に係る権利、同項第二号に規定する投資事業有限責任組合契約に係る権利又は同項第三号に規定する有価証券その他これらに類する権利を担保とする貸付契約を受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結されないことを誓約する書面	信託業法第51条第3項 府令第52条第4項第7号

(3) 特許庁への申請書類

特許権移転及び 信託登録申請書	特許番号、登録の目的が特許権以外の権利に関するときはその権利の表示、申請人の氏名又は名称及び住所又は居所、代理人により登録を申請するときはその氏名又は名称及び住所又は居所、登録権利者が外国人であるときはその国籍、登録の目的	特許登録令28条
信託契約証書	登録の原因を証明する書面	特許登録令30条
特許登録令第58条 第1項に規定する書面	委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所、信託管理人があるときはその氏名又は名称及び住所又は居所、信託の目的、信託財産の管理の方法、信託の終了の理由、その他の信託の条項	特許登録令58条
出願人名義変更届	消滅した特許権について閉鎖特許原簿に記録するときは、その記録した部分の末尾に閉鎖する旨およびその年月日を記録しなければならない	特許法施行規則26条

2. 未利用の知的財産の活用促進

我が国の企業等が保有する産業財産権の約半分が利用^()されていない状況にある。これらの“未利用”の産業財産権の中には、事業の防衛等の目的で保有されているもの、他者へのライセンス等への利用が可能なものや利用の見込みのなくなったものも混在していると考えられる。

企業等に対し、保有している知的財産の棚卸し・再評価を促すとともに、明確な目的を持たずに保有している知的財産を有効に活用する方策を検討すべきではないか。

() 「利用」の定義：「自己実施」と「他者への実施許諾」のいわゆる積極的な利用。消極的利用である防衛出願やこれから利用予定のある権利等は「未利用」に含む。

(1) 背景

特許の利用の状況は、未利用件数が利用件数を上回っており、また他の産業財産権の利用率も50%台に留まっていることから、権利取得のために投入した費用が十分に生かされていないのではないかと指摘がある。

【産業財産権の利用率】

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
利用率 (他社へのライセンス率)	48.2% (12.3%)	57.1% (3.0%)	59.9% (2.0%)	57.4% (3.4%)

(特許庁「平成17年度知的財産活動調査報告書」のデータを元に算出)

(2) 具体的方策

企業等の戦略的な出願及び保有特許等の棚卸しの促進

企業等において、多様な知財ポートフォリオの構築を視野に入れた戦略的な産業財産権の出願を促し、明確な目的を持たずに保有する権利が生じないように促す。

また、企業等が保有する知的財産の定期的な棚卸し・再評価を奨励し、不要な知的財産は処分するなど維持・管理コストの削減を促す。

開放意思のある産業財産権の公開の促進

企業等に対し、他者へのライセンスや売却など開放意思のある特許・意匠等の産業財産権について、企業等の独自のウェブサイトや工業所有権情報・研修館の特許流通データベース等を用いて公開することを促す。

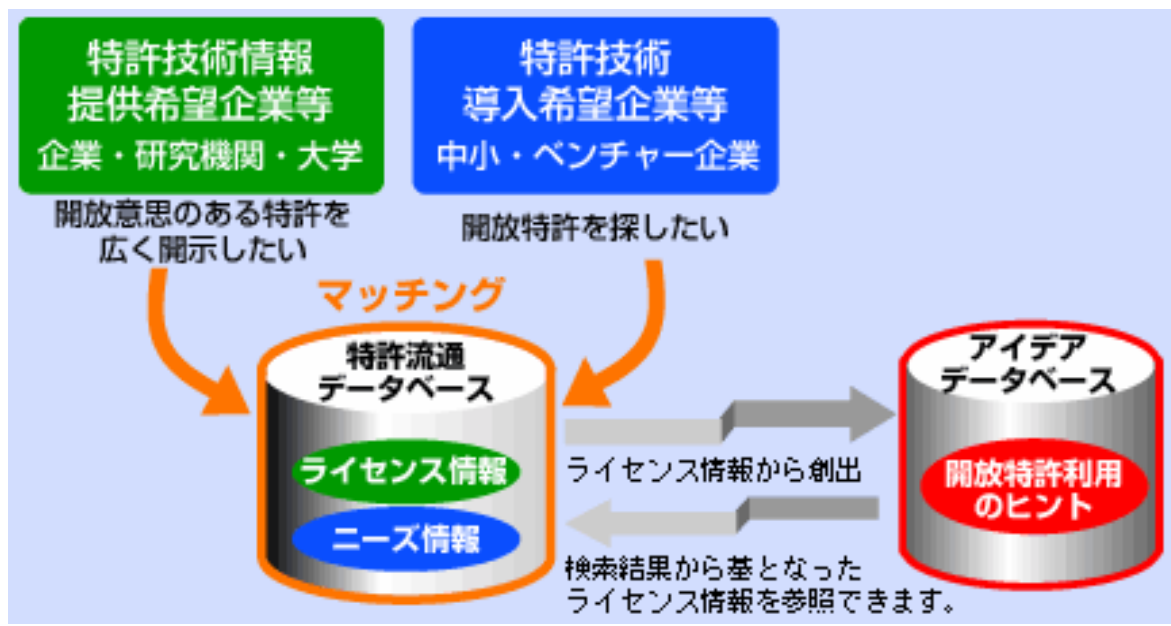
また、これらの開放特許等が公開されている URL 等の一覧リストを工業所有権情報・研修館の特許流通促進事業のウェブサイトに掲載することにより、開放特許等の利用を検討している者が開放特許等の情報に容易にアクセスできるようにする。

(3) 参 考

特許流通データベース

活用可能な開放特許を産業界や地域の企業に円滑に流通させ実用化を推進していくため、大学・公的研究機関、企業等が保有する開放特許をデータベース化し、インターネットを通じて公開。「ライセンス情報(譲渡含む)」及び「ニーズ情報(導入希望情報)」のデータ登録が誰にでもできるオープンなシステムとなっているほか、特許電子図書館とのリンクにより関連する特許情報を見ることがや企業のウェブサイトとのリンクにより企業情報を見ることができる。

現在、特許流通データベースの「ライセンス情報」には、約5万7千件の特許が登録されている(2007年1月12日現在)。



(出所：工業所有権情報・研修館 特許流通データベース)

3. 国際的な知財ライセンス活動の円滑化

我が国産業のモノの輸出から技術の輸出へのシフトや事業のグローバル化に伴い、海外への知的財産のライセンスが増加している。我が国企業の国際的なライセンス活動の円滑化を図る必要があるのではないか。

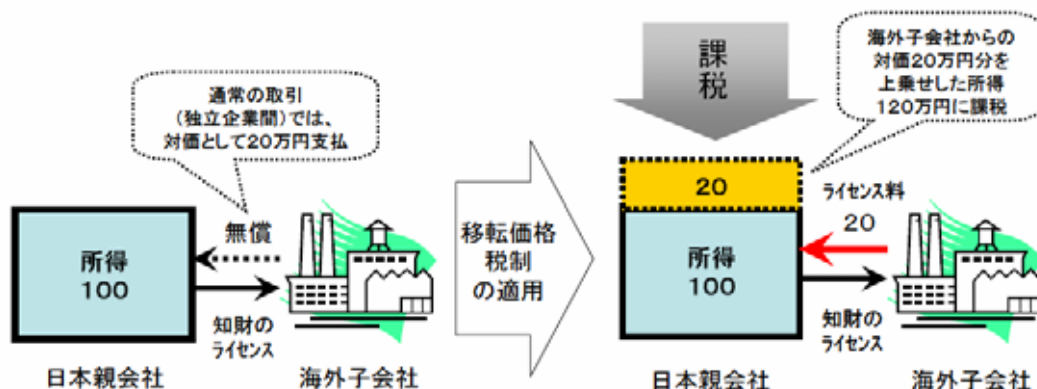
(1) 背景

企業グループ内において、日本の親会社から海外子会社等に知的財産のライセンスを行っている場合、海外子会社等からの対価支払を免除したり、別途の手段で利益回収を行うなど、知財ライセンスの対価を適切に評価した取引ができていないケースが見られる。なお、グループ内のライセンスについて独立した企業間の取引に準じた対価の算定が行われていない場合には、移転価格税制^()の観点からも問題となり得る。

() 移転価格税制

我が国の法人が海外子会社等との取引を通じ、本来国内で課税すべき所得を国外に移転することを防止するため、海外子会社等との取引価格（移転価格）が通常の実行価格（独立企業間価格）と異なる場合に、移転価格を独立企業間価格に引き直して所得を再計算し課税する制度。1986年から導入。

【知財ライセンス時の移転価格適用例】



(2) 具体的方策

ライセンス契約締結の促進

企業グループ内における適切なライセンス活動を促進するため、企業に対し、海外子会社等にライセンスする知的財産（特許、商標、ノウハウ等）についての取引条件を明確に取り決める契約の締結を促す。

移転価格税制に基づく適正な知財ライセンスの促進

企業グループが海外子会社等からの知的財産に係るライセンス料等について、移転価格税制の関連規定に基づいて適正な独立企業間価格による所得計算を行うよう促す。また、適正な独立企業間価格について税務当局に事前確認する事前確認制度^()の周知を図り、企業等による利用を促進する。

() 事前確認制度

納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し、確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わない制度。1987年から導入。

(3) 参 考

移転価格税制に関する法令・通達

【租税特別措置法】

第六十六条の四 法人が、昭和六十一年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人に係る国外関連者（外国法人で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（次項及び第六項において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第百四十一条第一号 から第三号 までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得及び解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得及び同法第百三条第一項第二号 の規定により解散による清算所得とみなされる金額を含む。第七項において同じ。）に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

【移転価格事務運営要領】(2001年6月1日、2006年3月20日一部改正)

(調査において検討すべき無形資産)

2-11 調査において無形資産が法人又は国外関連者の所得にどの程度寄与しているかを検討するに当たっては、特許権、営業秘密等の技術革新に関する無形資産のみならず、例えば、企業の経営、営業、生産、研究開発、販売促進等の活動によって形成された、従業員等の能力、知識等の人的資源に関する無形資産並びにプロセス、ネットワーク等の組織に関する無形資産についてもその検討範囲に含め、これら所得の源泉となるものを総合的に勘案することに留意する。

(無形資産の形成、維持又は発展への貢献)

2-12 無形資産の使用許諾取引等について調査を行う場合には、無形資産の法的な所有関係のみならず、無形資産を形成、維持又は発展(以下「形成等」という。)させるための活動において法人又は国外関連者の行った貢献の程度も勘案する必要があることに留意する。なお、無形資産の形成等への貢献の程度を判断するに当たっては、当該無形資産の形成等のための意思決定、役務の提供、費用の負担及びリスクの管理において法人又は国外関連者が果たした機能等を総合的に勘案する。この場合、所得の源泉となる見通しが高い無形資産の形成等において法人又は国外関連者が単にその費用を負担しているというだけでは、貢献の程度は低いものであることに留意する。

(無形資産の使用許諾取引)

2-13 連結法人又は国外関連者のいずれか一方が保有する無形資産を他方が使用している場合で、当事者間でその使用に関する取決めがないときには、譲渡があったと認められる場合を除き、当該無形資産の使用許諾取引があるものとして、当該取引に係る独立企業間価格の算定を行うことに留意する。

・ 中小・ベンチャー企業の支援及び地域の振興

1. 中小・ベンチャー企業の支援

相談機能の強化

中小・ベンチャー企業が知的財産に関して抱える様々な問題に対し、迅速・的確に対応することができるよう、地域における支援機関ごとの取組を強化するとともに、支援機関間の連携も深めるよう促すべきではないか。

(1) 背景

- ・ 平成18年7月、全国約3,000カ所の商工会及び商工会議所に「知財駆け込み寺」と呼ばれる知的財産に関する相談窓口が設置され、必要に応じ適切な支援機関や専門家に取り次ぐ仕組みが整備された。
- ・ 現状、次の問題点が指摘されている。
 - 商工会、商工会議所において事業者の相談に応ずる経営指導員は、貸付、経理、税務、労働、取引、販売促進等の様々な分野の相談・指導にも携わっており、知的財産に係る知識を十分に修得できないている。
 - 事業者の依頼を受けてから面接相談を実施するまでの期間が1週間を超えることがある。
- ・ また、地域にあっては、商工会、商工会議所に加え、知的所有権センター、日本弁理士会・日本弁護士連合会・発明協会の支部など様々な支援機関が存在している。これらの支援機関が中小・ベンチャー企業にとってより身近な存在となるとともに、互いの連携を強化し相談の内容やレベルに応じた適切な支援を行うことが期待されている。

(2) 具体的方策

知財駆け込み寺に対する国の支援の強化

経営指導員向けに講習会の開催、知財専門家による個別指導、事例・Q & A集の作成などを行い、経営指導員の知的財産に関する知識を向上させる。

支援機関ごとの取組の促進

中小・ベンチャー企業が相談を持ち込みやすくなるよう、支援機関に対し、必要な情報を開示しPR活動を強化するよう促す。

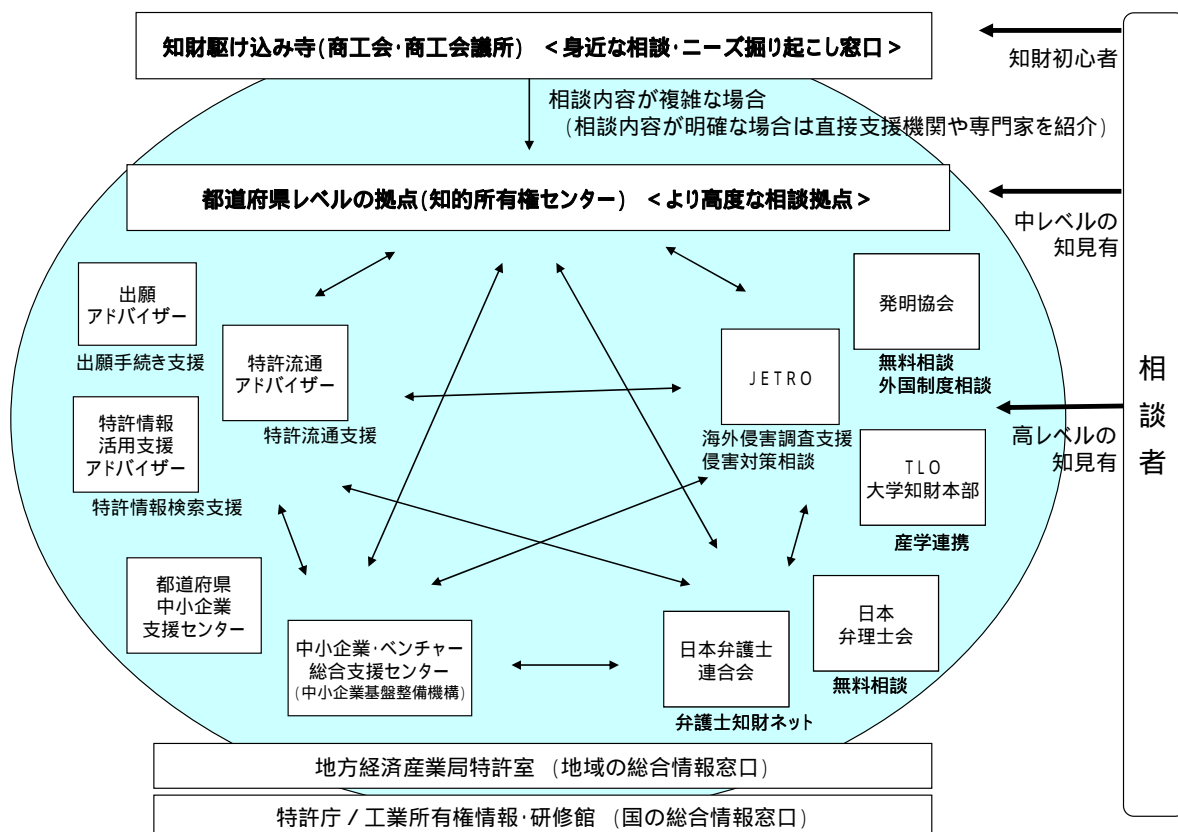
また、相談者の利便性にかんがみ、支援機関に対し、相談窓口での対応のみならず訪問相談も実施するよう促す。

支援機関間の連携の促進

相談の内容やレベルに応じた適切な支援を行うことができるよう、支援機関が相互に密接な連携を取り合い、十分に対応できない場合は適切な支援機関を紹介するよう促す。

(3) 参 考

体制整備のイメージ



弁理士・弁護士情報の整備・開示

企業の知財戦略に密接に関わることの多い弁理士と弁護士が地域で知的財産の専門家として信頼される存在となるよう、関連する情報の一層の整備・開示を行うよう促すべきではないか。

(1) 背景

< 弁理士情報 >

- ・ 現在、ユーザーが全国規模で弁理士情報を取得する手段の一つとして、日本弁理士会による情報提供システム(「弁理士ナビ」)がある。しかしながら、ユーザーが弁理士を選択する際の判断材料となる専門分野(特許、商標、外国特許、争訟等の別)や技術分野(バイオ、ナノ、半導体等の別)については任意の開示となっているため、開示されているものは少ない状況にある。
- ・ このため、産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会報告書(平成18年12月とりまとめ)においては、ユーザーが弁理士を選択する際に必要な弁理士の専門分野等の情報については、個人情報保護の問題に留意しつつ、開示の義務化と開示すべき事項の範囲について法令に明確に位置付けることが必要であるとされた。
- ・ さらに、「弁理士ナビ」においては、次の問題が残っている。
 - 料金情報の記載がないため、弁理士間の料金比較が容易でない。特に、中小・ベンチャー企業においては、弁理士が事前に料金についての説明を十分に行わないために、事後にトラブルが生じるケースもある。
 - 任意の記載事項として「中小・ベンチャー企業の支援」の有無(実績)があるが、料金減免制度や早期審査制度の取扱い実績など、中小・ベンチャー企業への対応実績を具体的に記載するケースは少ない。
- ・ また、ユーザーによる弁理士の評価情報は、地方公共団体等が行っている紹介事業の質の向上の観点から有用であり、その収集・整備と活用が望まれる。

< 弁護士情報 >

- ・ ユーザーが弁護士情報を取得する手段の一つとして、日本弁護士連合会の支援の下に設立された「弁護士知財ネット」のウェブサイトが存在する。
- ・ 同ウェブサイトにおいては、全国8ブロックごとに相談弁護士の連絡先が記載され、事業者はそこから相談内容に応じた適切な弁護士の紹介を受けるシステムになっている（初回相談は一律1時間1万円）。また、弁護士事務所ごとの住所及び連絡先の一覧が整備されており、事業者が直接に連絡を取ることも可能である。
- ・ その一方で、同ネットの活動が未だ周知されていないことは否めず、今後、より一層活用され、ユーザーが自らのニーズに合った知的財産に強い弁護士を選択することができるよう、情報開示において一層の工夫を凝らすことが課題である。

(2) 具体的方策

弁理士情報の整備・開示

「弁理士ナビ」において、弁理士の専門分野や業務の実績等のユーザーからのニーズの高い情報について開示の義務化を検討するとともに、それ以外の任意の記載情報についても更なる開示を進めるよう促す。

また、新たに、弁理士事務所ごとの料金システムに関する情報や中小・ベンチャー企業への対応実績についても、任意で記載するよう促す。

さらに、地方公共団体等が行っている弁理士紹介事業の質を向上させるため、地方公共団体等に対し、登録要件の設定やユーザーからの評価情報の収集などの取組を行うよう促す。

弁護士情報の整備・開示

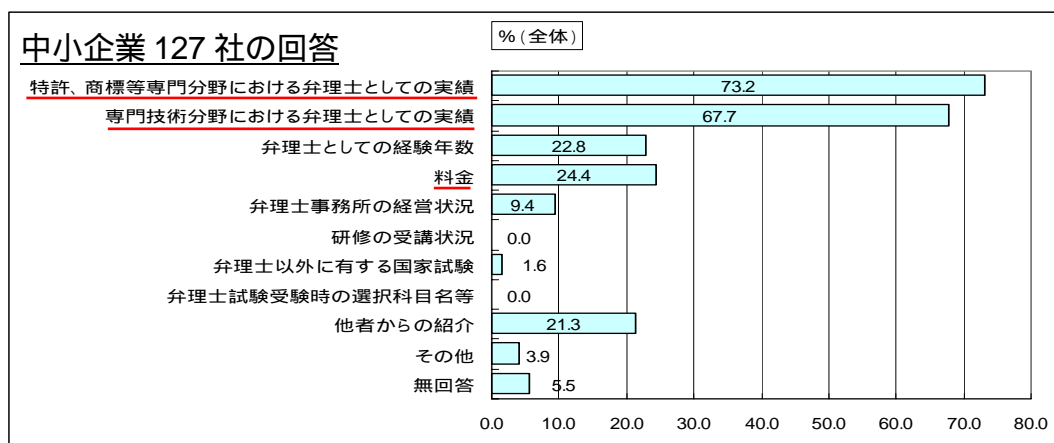
ユーザーのニーズに合った知的財産に強い弁護士を紹介することができるよう、「弁護士知財ネット」や地方公共団体等の第三者機関において、専門分野や実績、ユーザーからの評価情報等を整備し、可能な情報は開示するよう促す。

(3) 参 考

「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書」(平成18年3月、知的財産研究所)

- ・弁理士を選択する際の判断材料についてのアンケート調査

弁理士を選択する場合のポイントとして考えられるのは何でしょうか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選んでください。



- ・中小企業支援機関からの意見
 - どのように弁理士を探せばいいのか、どこで弁理士を紹介してもらえるのか、情報がよく分からないとの指摘がある。弁理士の公開情報を基に、自分の発明を最もよく理解し、処理してもらえる弁理士を探せる、又は紹介してもらえる仕組みが必要である。(中略) 良い弁理士を選ぶための基本的なデータなど、情報公開に関して検討が必要である。
 - 中小企業の仕事を行う特許事務所や、特定の技術に関する発明の出願に適した特許事務所を検索できるデータベースが必要である。また、特許事務所を紹介する窓口の設置、弁理士や特許事務所選定のためのガイドライン設定、弁理士や特許事務所とその内容の公表などが行われるとよい。

知的創造サイクル専門調査会における関連する意見

- ・第6回 久保利委員

弁護士情報として弁護士知財ネットのホームページに出ている会員のところに実績とか報酬表とかを出してくれとのことですが、これは実はなかなか難しく、特に弁護士の場合には守秘義務というものがあって、クライアントからどこの仕事をしているかも言わないでくれという契約で縛られているケースが実は相当あります。

もう一つは、弁護士自身が何かそういうものは事件あさりになるのではないかという心配です。(中略) 開示をするのは相当困っているから売上げが欲しくてやっているんじゃないかと思われるということから、かなりこの辺りは慎重になっている人が多い。

支援制度の利用拡大とユーザーの特許関連費用の負担軽減

現行の中小・ベンチャー企業に対する支援制度の利用拡大を図るとともに、必要に応じ特許の取得・維持にかかるユーザーの費用負担を軽減する方策を講ずるべきではないか。また、外国出願に係る支援策を拡充すべきではないか。

さらに、地方公共団体に対し、一層の支援策を強化するよう促すべきではないか。

(1) 背景

- ・ 中小・ベンチャー企業に対しては、先行技術調査支援制度、料金減免制度、早期審査制度等の支援制度が存在する。しかしながら、こうした制度は広く認識されておらず、複雑な要件や煩雑な手続きも障壁となって、必ずしも十分に活用されていない。
- ・ このため、特許庁は、料金減免制度に関し、申請時の提出資料に係る負担を軽減するとともに、各種支援制度に関するガイダンス機能を組み込んだ電子出願ソフトを平成18年12月から利用可能とした。引き続き、制度の積極的なPR等により利用拡大を図る必要がある。
- ・ 他方、中小・ベンチャー企業から料金減免制度の拡充を求める声も強いことから、特許の取得・維持にかかるユーザーの費用全体を対象に多面的に分析・検討を加え、必要に応じ負担軽減のための方策を講ずる必要がある。
- ・ 外国出願については、海外弁理士費用も含めると国内出願に比べ費用がかかるため支援措置も講じられているが、事業性・新規性の高い技術シーズやビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業の海外展開を加速する観点から、更なる措置が必要である。
- ・ 地方公共団体レベルでは、独自の支援制度を設け、中小・ベンチャー企業の知財活動を支援する動きが見られる。国の取組の強化と並行して、こうした地方公共団体における取組も促進する必要がある。

(2) 具体的方策

現行の支援制度の利用拡大

各種説明会や無料相談会などを活用し、中小・ベンチャー企業に対する現行の支援制度の利用拡大を図る。

特許の取得・維持の負担軽減策の検討

ユーザーが特許の取得・維持にかかる費用の実態について多面的に分析し、その負担軽減のための方策を検討する。また、現行の中小・ベンチャー企業に対する外国出願助成制度を拡充する。

地方公共団体における支援策の強化

地方公共団体が地域知的財産戦略本部を通じ国や他の地方公共団体の取組に関する情報を入手し、独自の支援制度を導入・拡充するとともに、域内において自らの制度と国の制度の周知・普及を図るよう促す。

(3) 参 考

各種支援制度の利用実績

【料金減免制度】

研究開発型中小企業、資力に乏しい個人・法人及び大学の研究者等を対象に、審査請求料と特許料（第1年分から第3年分）の免除、半額軽減等の措置を適用する。

（ 審査請求料：5,388件（平成17年度）
特許料：978件（平成17年度） ）

【先行技術調査支援制度】

中小企業・個人の特許出願について、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が無料で先行技術調査を行う。

（ 1,199件（平成16年度）
1,779件（平成17年度）
約2,000件（平成18年11月末現在） ）

【早期審査制度】

中小企業・個人等の出願について、通常の出願より早期に審査を行う。

（ 6,130件（平成16年）
6,560件（平成17年）
約6,000件（平成18年11月末現在） ）

外国出願支援

(中小企業・ベンチャー挑戦支援事業における事業化支援事業)

事業性・新規性の高い技術シーズやビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業に対し、事業化活動を行う際に要する経費の一部を助成。助成金額は100万円～500万円であり、別途、外国特許出願に係る経費を対象として300万円(上限)を付加。

平成18年度(第1回募集)採択件数:51件
(このうち「外国特許出願等にかかる経費枠」に対する申請があった案件は22件)

地方公共団体の支援制度(知的財産戦略推進事務局で把握しているもの)

都道府県名	制度名・制度目的	制度利用者要件	補助金額上限・補助率	制度対象費用
・出願支援制度				
愛知県	知的財産取得支援融資	中小企業者	融資限度額:2,000万円	知的財産権取得関連費用
和歌山県	特許出願等助成事業費補助金	和歌山県ビジネスプラン認定企業	上限:75万円 補助率:1/2	弁理士費用
岡山県	特許出願サポート事業	県の研究開発補助事業	上限:30万円 補助率:1/2	弁理士費用、翻訳費用
かほく市	中小企業特許権取得促進助成制度	中小企業者	上限:10万円 補助率:1/2	特許出願関連費用
鹿沼市	特許・実用新案出願支援事業補助金	中小企業者	上限:10万円 補助率:1/2	特許・実用新案の出願関連費用
足利市	産業財産権取得事業補助	中小企業者	上限:40万円 補助率:2/5	特許・実用新案・意匠・商標の出願関連費用
宇都宮市	特許権等取得促進事業費補助金	中小企業者	上限:30万円 補助率:1/2	特許・実用新案・意匠・商標の出願料・弁理士費用・先行技術調査費用
小山市	中小企業工業所有権取得支援事業	中小企業者	上限:40万円 補助率:1/2	特許出願料・弁理士費用等
佐野市	産業財産権取得事業補助金	中小企業者	上限:40万円 補助率:2/5	特許出願関連費用
青梅市	おうめものづくり支援事業(特許取得助成)	中小企業者	上限:50万円 補助率:2/3	特許出願関連費用
府中市	製造業等活性化支援事業	中小企業者	上限:5万円 補助率:1/2	特許出願関連費用
名古屋市	特許権取得費補助事業	中小企業者	上限:10万円 補助率:1/2	審査請求料
尼崎市	特許権取得サポート事業	中小企業者	上限:5万円 補助率:1/3	特許出願関連費用
貝塚市	中小企業工業所有権取得促進補助金	中小企業者	(特許権)20万円、(実用新案権)10万円、(意匠権)5万円、(商標権)5万円 限度は1年度30万円まで	知的財産権の取得に対する奨励金
佐賀市	知的財産権取得事業費補助事業	中小企業者	上限:(特許)10万円、(実用新案)5万円 補助率:1/2	特許・実用新案の出願関連費用、弁理士費用
北区	知的所有権活用支援事業	中小企業者	上限:10万円 補助率:1/2	特許・実用新案の出願関連費用、弁理士費用
荒川区	工業所有権取得支援事業補助金	中小企業者	上限:10万円 補助率:1/2	知的財産権取得関連費用
板橋区	特許権取得支援補助金	中小企業者	上限:20万円 補助率:1/2	特許出願関連費用
葛飾区	知的財産取得補助金	中小企業者	上限:20万円 補助率:1/3	特許出願関連費用
上富田町	知的創造活動促進条例による奨励措置	個人、構成員の知的創造活動に対し奨励措置を設けている組織、団体	(特許権)18,860円、(意匠権・商標権・育成者権)出願料	特許権、意匠権、商標権、育成者権の出願・審査請求料
<参考> 日本弁理士会	特許出願等援助制度(手続費用融資制度、手続費用給付制度)	中小企業、TLO、私立大学等(技術的効果が期待される発明。特に大きな技術的効果のある発明)	融資補助	特許出願に必要な弁理士への支払い費用
・外国出願に特化した支援制度				
千葉県	海外特許出願支援事業	中小企業者	上限:150万円 補助率:1/2	外国出願手数料、弁理士費用、翻訳費等
東京都	外国特許出願費用助成事業	中小企業者	上限:300万円 補助率:1/2	外国出願料、弁理士費用、翻訳料、先行技術調査費用等
愛知県	海外特許取得・知的財産活用促進事業	中小企業者	上限:150万円 補助率:1/2	外国出願手数料、弁理士費用、翻訳料等
大阪府	外国特許出願助成費用	中小企業者	上限:150万円 補助率:1/2	弁理士経費、翻訳料、先行技術調査経費等
福井県	ふくい産力強化国際特許出願経費補助金	中小企業者	上限:150万円 補助率:1/2	弁理士費用、国際手数料等
長崎県	国際特許出願助成事業	外国出願を初めて行う中小企業者	上限:50万円 補助率:1/2	外国出願関連費用
青梅市	おうめものづくり支援事業(国際化対応助成)	中小企業者	上限:30万円 補助率:2/3	外国出願関連費用
名古屋市	外国工業所有権出願費補助事業	中小企業者	上限:30万円 補助率:1/4	特許・実用新案・意匠の国際手数料、弁理士費用、翻訳費用等

知的創造サイクル専門調査会における関連する意見

・パブリックコメント（東京都知的財産総合センター）

< 資力に乏しい」要件の緩和 >

- 企業の場合は、赤字決算を嫌う（銀行融資が制限される、地方自治体の業者登録制限など事業運営上不利なため）。
- 「法人税が課されていない」は、健全な企業努力を否定するものにも繋がりがねない。

< 「研究開発型企业」要件の緩和 >

- 「試験研究費等比率が収入金額の3%超」は、非常にハードルが高い。
- 多くの中小企業の場合、たとえ試験研究のために支払いを行ったとしても、会計上必ずしも試験研究費として計上されない場合がある（そもそも、会計上、試験研究費という費目がない場合が多い）。

・パブリックコメント（日本知的財産協会）

中小・ベンチャー企業が、金銭的、人的な問題により知的財産の創造、有効活用において苦労していることは理解できるので、一定の配慮（特に、国内外への特許出願費用の補助、等々）は必要であると考えます。しかしながら、その場合でも中小・ベンチャー企業を過度に保護することになると全体のバランスが崩れ不公平になるので、この点を配慮した上で、知的創造サイクル専門調査会第1回会合資料5「知的創造サイクルに関する進捗状況と今後の課題」に取り上げられた諸課題につき検討いただきたい。

2 . 知的財産を活用した地域の振興

意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援強化

地方公共団体の知財戦略を加速化するため、意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援を強化し、成功モデルづくりとその普及を行うべきではないか。

(1) 背景

- ・ 地方公共団体の知財戦略については、平成18年8月末時点で、23の都道府県が知財戦略を策定し、14の県が策定中又は策定予定であり、戦略の策定という点では、一定の進展が見られる。
- ・ しかしながら、知財戦略の実現に向けた具体的な取組を進めている地方公共団体は少数であり、地方公共団体の取組を加速化する必要がある。

(2) 具体的方策

地方公共団体の知財戦略を加速化するため、意欲的な取組を進める都道府県や政令指定都市に対し、地域知的財産戦略本部とも連携して国の支援事業を重点的に実施し、成功モデルづくりとその成果の普及を行う。

支援事業を重点的に実施する地方公共団体に対しては、産学官が連携した具体的なアクションプランを策定し、その推進体制を整備するよう求める。

(3) 参考

国の支援事業の例

- ・ 個別無料相談会、初心者向け・実務者向け説明会、地域団体商標説明会等の実施
- ・ 産業財産権専門官、各種アドバイザー（特許情報活用支援、出願、特許流通、大学知的財産管理）等の派遣
- ・ 専門家派遣による地域中小企業の知財戦略策定支援

アクションプランの例

以下に記述する内容は地域の特性や実情に応じて異なるものであるため、あくまで一例である。

(創造)

- ・知的クラスター創成事業や産業クラスター計画への参加企業を、創造、保護、活用の各段階において重点的に支援する。
- ・大学発ベンチャーを 年間で 社設立する。
- ・県の研究開発支援を受けた新規事業のうち、売上高5000万円超の事業を、 年間で 件立ち上げる。

(保護)

- ・公設試験所の機能強化を図り強い県有特許を取得するとともに、県有特許のライセンスによるロイヤリティ収入を 年間で倍増する。
- ・特許の先行技術調査、早期審査制度、料金減免制度の利用実績を、それぞれ 年間で倍増する。
- ・外国出願支援制度を創設し、優れた技術が海外でも保護されるようにする。
- ・県下の税関、警察、企業の連携を深め、水際と域内での模倣品・海賊版対策を強化する。

(活用)

- ・地域ブランドの輸出額を 年間で 倍にする。
- ・映画やCMのロケ誘致のため、国内外での営業活動を強化するとともに、道路使用許可の手続き処理、通訳手配等のワンストップ・サービスを提供する。
- ・温泉などの観光資源と一体的なPR活動を行う。

(人材)

- ・県の知的所有権センターに、域内で活動可能で、一定の基準を満たす弁理士、弁護士、企業OB等の支援人材のデータベースを整備する。
- ・それぞれの支援人材を、 年間で 人ずつ増やす。
- ・県の組織に、業種横断的に知財政策を司る部署を設ける。また、知的財産に関する企業ニーズと支援人材をマッチングできる職員を育成する。

(行政サービス)

- ・ユーザーの利便性向上のため、平日の相談受付時間を延長する。
- ・相談要請を受けてから 日以内に個別無料相談を実施する。駆けつけ相談も必要に応じ行う。

地域の支援人材の確保と実践的サービスの提供

地方公共団体が地域に根ざした多様な支援人材を安定的に確保し、域内の中小・ベンチャー企業に対し実践的なサービスを提供することができるよう、地方公共団体や民間団体等に対し必要な取組を促すべきではないか。

(1) 背景

- ・ 知的財産の専門家は多様であるが、いずれも東京・大阪等に偏在しており、現状では、地域の支援人材は質、量ともに十分とは言えない。
- ・ 知的財産に馴染みのない中小・ベンチャー企業にとっては、遠隔地ではなく地域に根ざした身近な専門家の存在が重要である。他方、団塊の世代の退職を目前に控え、大企業で知的財産に携わった人材の外部供給がある程度見込まれる。
- ・ このため、こうした者を域内の中小・ベンチャー企業の支援人材として有効活用することも選択肢の一つとして、地方公共団体や関係機関が支援人材の育成強化を図ることが必要である。
- ・ また、知的財産は、技術開発、資金調達、製品・サービスの競争力、ライセンス収入等、経営戦略に密接に関連しているにもかかわらず、中小・ベンチャー企業の経営者は必ずしも知的財産の重要性を十分に認識していない。このため、知財支援人材の育成と同時に、中小・ベンチャー企業に対し知的財産を武器とした実践的な経営戦略を提案することにより、知財戦略の重要性について理解を深めてもらうことが必要である。

(2) 具体的方策

全国規模での人材データベースの整備

日本知的財産協会等の民間団体に対し、地域で中小・ベンチャー企業支援人材を必要とする場合に活用できるよう、大企業で知財関係部局を経験した者など知財戦略に関し多様な知見を持った人材のデータベースの整備を促す。

また、地域の弁理士、弁護士等のデータを、それぞれの全国組織において整理・蓄積するよう促す。

支援人材に対する研修の実施

地域の人材を活用して当該地域の中小・ベンチャー企業の支援を行うことを目指し、民間団体等において、地域の支援人材育成のための研修を実施するよう促す。

また、地方公共団体においても、知的財産に強い職員を育成するよう促す。

各種支援人材のネットワーク化と中小・ベンチャー企業との交流促進

地域知的財産戦略本部や地方公共団体が中心となり、各地域における支援人材のネットワークを構築し、情報交換を進めるとともに、支援人材と中小・ベンチャー企業の交流の促進を図るよう促す。

支援チームの派遣による知財戦略の策定と成果の普及

知的財産を強みとすることが可能な中小・ベンチャー企業に対し、地方公共団体や地域知的財産戦略本部が中心となり、当該企業のニーズに合うような、法律、技術、金融、販売等に係る専門家による支援チームを各地域で編成・派遣し、知財戦略の策定をサポートするよう促す。

また、その成果をワークショップ等で情報提供するとともに、支援チームの中から一定の水準を超える人材を地域における知財戦略策定人材として確保するよう促す。

(3) 参 考

地域の支援人材育成に関する地域のニーズや活動状況

【地域知的財産戦略本部】

地域の支援人材の充実是全国9ブロックの地域知的財産戦略本部の共通課題。例えば、近畿知財戦略本部においては、知財戦略構築を目指す地域中小企業に知財専門家を目指す大学院生を派遣するインターンシップ事業を実施。

【地方公共団体】

地方公共団体においても知財人材の育成・確保についての問題意識が高い。例えば、「北海道知的財産推進方策」では「中小企業がほとんどである道内においては、医療の世界でいうホームドクターのような弁理士が地域ごとに存在し、具体の案件により、地域の弁理士段階で処理したり、あるいは、東京などのより専門的な弁理士を紹介したりといったワンストップ機能を果たす弁理士の養成、確保が必要となるものと考えられる。」とある。

【民間団体】

発明協会において、知的財産専門人材育成・活用事業として、研修終了者のうち希望者を「知的財産専門人材育成・活用センター」に登録し、当該者に人材募集情報の提供を行う等の事業を実施。

．人材の育成と国民意識の向上

1．研修機関間の情報交換及び相互協力の促進

知的財産人材育成総合戦略に基づき、多様な人材を効果的に育成するためには、知財人材を育成している各種の研修機関の協力が不可欠である。知的財産人材育成推進協議会などの場を通じ、研修機関同士が連携を深め、相互協力や情報発信を行う必要があるのではないか。

(1) 背景

- ・ 研修機関ではそれぞれの機関の設立目的や対象者に応じた独自の研修を行っている。現状では、他の研修機関との間ではカリキュラムの相互利用や講師の相互派遣等の協力等に関する具体的な検討は行われていない。
- ・ 知財専門人材の多様化に伴い、研修受講者のニーズは各機関の既存の研修の枠を超え、様々な研修カリキュラムを効果的に利用することが求められている。研修機関間の連携を深めるとともに、研修受講者が容易に研修プログラム等の情報を入手できるよう環境を整備する必要がある。

(2) 具体的方策

研修機関間の連携の強化による多様な教育機会の提供を促す

各研修機関の連携の下、異なる職種の知財専門人材（例えば、企業の知財部員、弁理士及び審査官）が議論し合う研修の実施など、各研修機関が自己の長所を活かしつつ、相乗効果を発揮した連携体制を、知的財産人材育成推進協議会などの場を通じ構築するよう促す。

人材育成に関する多様な情報を発信するウェブサイトの設立を促す

各研修機関の連携の下、人材育成に関する多様な情報を発信するウェブサイトを設定し、各機関の研修情報の掲載など知財人材育成に関する総合的な情報発信を促す。

(3) 参 考

知的財産人材育成推進協議会

知財人材育成を総合的かつ効率的に実施するため、民間の人材育成を担う7機関（工業所有権情報・研修館、知的財産教育協会、日本知財学会、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、発明協会）の連携の場として2006年3月に発足、12月にオブザーバとして知的財産研究所が参加。主な活動内容は参加機関間の情報交換・相互協力、人材育成の取組の普及・宣伝活動等。2006年5月に推進計画2006の作成に向けた提言を取りまとめた。

知財専門人材育成を行う研修機関の例とその主な対象

【工業所有権情報・研修館】

特許庁職員に対する研修のほか、先行技術調査手法、審査基準など、特許庁に蓄積された経験及びノウハウを外部に提供するための研修を実施。

【日本知的財産協会】

対象を会員に限定し、知財研修として、定例コースなど主に会員企業の知財部員を対象とした実務家向け研修を実施。

【日本弁護士連合会】

弁護士を対象に、知的財産法や紛争解決など、弁護士の知財実務に関する研修を実施。

【日本弁理士会】

原則として会員弁理士（又は弁理士となる資格を有する者）を対象とし、新人研修、会員研修、特定侵害訴訟に関する能力担保研修、科学技術研修等を実施。

【発明協会】

企業等における知財実務に携わる、或いはそれを目指す者を対象に、本科コースや公開講座等など、実務家向け研修を実施。

異なる職種の知財専門人材が議論を行う研修

【審査基準討論研修（工業所有権情報・研修館）】

弁護士、弁理士及び企業の知的財産部員の方などの知的財産専門人材を対象とした討論型研修。特許実用新案審査基準の考え方について、異なる立場から知的財産に携わる人材同士が議論をすることによって相互学習を行う。

【知財ビジネスアカデミー（日本弁理士会）】

「弁理士活動のウイングを広げ、新たなビジネス領域に挑戦する弁理士の拡充のために、先導的リーダー層を育成する」をコンセプトに、弁理士と非弁理士（2005年度は特許庁審査官や弁護士、大学教員など）が参加し、互いに教えあい・学びあう「互学互修」スタイルの研修を実施。

知的創造サイクル専門調査会における関連する意見

- ・パブリックコメント（日本知的財産協会）

企業、日本弁理士会、日本知的財産協会等における人材育成の既存ノウハウを、中小・ベンチャー企業、大学等の人材育成に活用していくことについては、異存ないところであり、当協会としても協力を惜しまない。なお、民間で実施できるところは民間に任せ、既存機関では対応不可能なものについては、(独)工業所有権情報・研修館等において積極的に推進すべく検討いただきたい。

2. 学会の活用

知的財産に係わる人材の充実を図るためには、知的財産と関わりのある様々な専門分野の人材への普及啓発やこれらの人材が知財分野へ数多く参入することが望まれる。多様な人材が知的財産を知り、知財分野へ参入するきっかけとなる機会を増やすため、専門的な知識を備えた人材が集う学会の活用を促すべきではないか。

また、知財人材に対するニーズの多様化に合わせ、人材の育成手法もより進化させていく必要がある。人材育成の個別の現場における経験に基づく改善に加え、人材の育成手法に関する研究の場として学会の活用を促すべきではないか。

(1) 背景

- ・ 現状では、知的財産に関する研究や議論は、専ら知的財産の専門家が集う場で行われている。
- ・ 知財専門の関連する職業、業務形態が多様化している中で、今後、自然科学系や経営系の研究者等の各分野の専門家に対し、知的財産に関する理解を深め、知財分野への参入を促すためには、むしろこれらの専門家が集う場を活用して、彼等が知的財産に接する機会を作ることが効果的である。
- ・ また、知的財産に関する学会においては、今後、人材育成のあり方に関する具体的な研究を行うことが求められている。

(2) 具体的方策

自然科学系等の学会において知的財産の分科会等の設立を促す

研究者等が知的財産に接する機会を増やし、それぞれの専門分野に応じた知的財産の普及啓発、或いは知財分野へ参入するきっかけとすべく、自然科学系等の学会において知的財産に関する分科会等の設立を促す。

知財系の学会において知財人材の育成手法に関する研究を促す

多様なスキルが要求されている弁理士の育成や不足が指摘されている知財人材教育者の育成など、知財系の学会において知財人材育成に関する研究の実施を促す。

(3) 参 考

自然科学系の学会における知的財産に関する分科会等の例

- ・ 情報処理学会において電子化知的財産・社会基盤研究会が設置。2006年6月に開催された日本知財学会の年次学術研究発表会において日本知財学会との共催セッションを開催。
- ・ 日本機械学会の法工学専門会議に知的財産法工学研究会が設置。2006年9月の年次大会においてワークショップを開催。

知財系の学会における人材育成に関する分科会の例

- ・ 日本知財学会において、人材育成に関する分科会として、初等中等教育における人材育成をテーマとした「知財教育分科会」、社会人への知財教育をテーマとした「知財人材育成研究分科会」、企業の知財マネジメントをテーマとした「知財人材マネジメント分科会」が2006年12月に設立された。

3. 子供の頃からの知財教育の推進

社会人に広く求められる知財マインド（知財を尊重する意識）を向上させ、知財民度を高めるためには、他人の権利を尊重する意識の醸成が必要である。このような意識は、子供の頃から創造性を育む教育を通じて養うことが効果的であり、家庭、地域、教育機関などを含む社会全体が協力して年齢に適した教育を行うことが求められている。

子供の頃から新しいアイデアやモノを創造することの楽しさを通じて自分や他人の創造した物を大切にす価値観を育て、他人の権利を尊重する意識へと発展させる教育を充実させるべきではないか。

(1) 背景

- ・ 幼少時における発明や創造の体験は、子供に大きな印象を残し、大人になった後も記憶に残り易い。柔軟な発想力や豊かな創造性を育むため、小さい頃からの継続的な教育機会を提供することが重要である。
- ・ 自らが新しいアイデアやモノを創造することは、オリジナリティを尊重する意識を育て、他人のアイデアやモノを尊重する意識を醸成する。創造性を育む教育は、その次の段階として他人の権利を尊重する意識を芽生えさせることへとつながる。
- ・ 創造性を育む教育に加え、知財に関して学ぶ機会を併せて提供することにより、高い相乗効果が得られることが期待されている。

(2) 具体的方策

創造性を育む教育を組み合わせた知財教育の充実を促す

創造性教育により柔軟な発想力と豊かな創造性を養うとともに、自らが新しいモノを創造する体験を通じて培われるオリジナリティを尊重する意識を自己や他人の権利を尊重する意識に発展させるべく、地域の工作教室等の課外活動などにおける知財教育の充実を促す。

また、家庭、地域、教育機関などを含む社会全体が協力し、年齢に応じた適切な教育が実施されるよう、環境の整備を促す。

(3) 参 考

創造性を育む教育の例

【少年少女発明クラブ（発明協会）】

全国に192のクラブがあり、会員は小中学生を中心に9000名以上。工具の使い方や基礎工作技術の習得、創作活動や各種展示会への出展、競技会への参加等を行っている。

知財教育の例

【産業財産権標準テキストの有効活用に関する実験協力校（特許庁、発明協会）】

特許庁の委託の下、発明協会が作成した産業財産権標準テキストを学校教育において有効活用するため、同標準テキストを取り入れた授業を行う高校。全国の工業高校、農業高校、商業高校より複数の高校が実験協力校として選定されている。

創造性を育む教育を組み合わせた知財教育の例

【IPカルチャー普及啓蒙事業（発明協会）】

少年少女発明クラブの中からモデルとして選定されたクラブにおいて、IP指導員による知財を尊重する意識の醸成を図る活動を実施。

【パテントコンテスト（文部科学省、特許庁、日本弁理士会、発明協会）】

全国の高校、高等専門学校、大学生を対象に、学生・生徒が創作する発明を募集し、優れた発明の選定を行うと共に、選定された発明について学生・生徒が自ら特許明細書を作成し、実際に特許庁へ出願、権利の取得・活用を目指す。特許明細書の作成に際し、弁理士による無料指導が受けられる。

【知的創造サイクル啓発事業（特許庁）】

科学教室や工作教室等の青少年を対象とした創作・創造性開発に関する課外活動を行う指導者を対象に、実学・体験を通して「知的財産の創造、保護、活用」の仕組みを指導できるよう、研修会及び実践指導を実施。

知的創造サイクル専門調査会における関連する意見

・パブリックコメント（日本知的財産協会）

国民に対する啓発に関しては、模倣品・海賊版の一大消費国という汚名を払拭すべく、中・長期的な視野から、特に、小中学校において、知的財産権尊重の教育に取り組むよう検討いただきたい。

・パブリックコメント（個人）

初等教育における「知財」の取扱いが急務と考える。知財立国を担う児童・生徒への教育は、社会人への啓蒙活動よりも浸透が早いと考える。